

平成27年第4回美祢市議会定例会会議録（その4）

平成27年12月18日（金曜日）

1. 出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	5番	馬屋原眞一
6番	高木法生	7番	萬代泰生
8番	三好睦子	9番	山中佳子
10番	岩本明央	11番	下井克己
12番	河本芳久	13番	西岡晃
14番	荒山光広	16番	徳並伍朗
17番	竹岡昌治	18番	岡山隆
19番	秋山哲朗		

2. 欠席議員

4番 俵 薫

3. 欠員 1名

4. 出席した事務局職員

議会事務局長 石田淳司
議会事務局係 大塚 享

議会事務局長 野尻登志枝

5. 説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	篠田洋司
総務部長	田辺 剛	総合政策部長	藤澤和昭
市民福祉部長	三浦洋介	建設経済部長	西田良平
総合観光部長	奥田源良	建設経済部次長	白井栄次
消防長	松永 潤	総務部次長	大野義昭
総務部長	竹内正夫	総務部 収納対策課長	山本幸宏
財政課長	佐々木昭治	総合政策部 地域情報課長	中嶋一彦
総合政策部長	志賀雅彦	総合観光部 観光総務課長	繁田 誠
企画政策課長	永富康文	病院事業者 管理 者	高橋睦夫
建設経済部長	波佐間 敏	代表監査委員	三好輝廣
農林課長			
教育長			
上下水道事業者 管理 者			

美東総合
支所長
教育委員会
教育事務局長
上下水道局長
教育委員会事務局
教育総務課長

倉重郁二
山田悦子
松野哲治
千々松雅幸

秋芳総合
支所長
病院事業局長
管理部長
監査委員長
事務局長
教育委員会事務局
生涯学習スポーツ推進課長

浜口賢真
金子彰
小田正幸
古屋敦子

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第99号 美祢市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第100号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第101号 美祢市介護保険条例及び美祢市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第102号 美祢市税条例等の一部改正について
- 日程第 6 議案第103号 美祢市立中学校設置条例及び美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第104号 美祢市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第105号 美祢市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第89号 平成27年度美祢市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第10 議案第90号 平成27年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第91号 平成27年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第92号 平成27年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第93号 平成27年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第94号 平成27年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算

(第2号)

- 日程第15 議案第95号 平成27年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第96号 平成27年度美祢市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第97号 平成27年度美祢市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第98号 平成27年度美祢市病院等事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第106号 美祢市萩市競艇組合規約の変更について
- 日程第20 議案第107号 美祢市萩市競艇組合の解散について
- 日程第21 議案第108号 美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第109号 美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第110号 美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第111号 美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第112号 美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第113号 美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第114号 美祢市都市公園の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第115号 財産の無償譲渡について
- 日程第29 議案第116号 土地改良事業の施行について

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日机上に配付してございますものは、議事日程表（第4号）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、坪井康男議員、馬屋原眞一議員を指名いたします。

この際、執行部から発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、去る12月4日の一般質問におきまして、坪井議員からの美祢農林開発株式会社の本店所在地の登記に関して、刑法第157条第1項に該当するとの発言に対しまして、執行部より、同法同条には該当しない旨の説明を明確にしておりませんでしたので、この場をおかりしまして、御説明をさせていただきます。

議員の発言につきましては、改めて申し上げますと、「登記上、美祢農林開発株式会社の本店所在地は、大嶺町東分348番地4となっているが、そこには実体性がなく、実質的な業務は、美祢市農林資源活用施設がある奥分2846番地1であるので、刑法第157条第1項に違反し、公正証書原本不実記載等罪である」というものでございます。

最初に、刑法第157条第1項につきまして御説明いたします。

まず、法律の原文を読み上げますと、「公務員に対し虚偽の申し立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、または権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は5年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。」であります。

この条文に議員発言の美祢農林開発株式会社を当てはめてみますと、「美祢農林開発株式会社は登記官に対し、実質的な業務を行っている場所が奥分であることから本店が奥分であるにもかかわらず、東分が本店であると意図的に偽り、登記をさせた」ということになり、このことが刑法第157条第1項に該当しているということであろうかと思えます。

このことに対しまして、美祢農林開発株式会社が刑法第157条第1項、公正証書原本不実記載等罪に該当しない明白な理由を申し上げます。

まず、美祢農林開発株式会社は、平成19年12月の設立時、登記上の本店所在地である大嶺町東分348番地4において事業を開始しております。

また、登記の変更手続には株主総会での議決が必要となりますが、会社設立以来、現在に至るまでの間、株主総会で、本店所在地の変更に関する議案が提出された事実はなく、よって、本店所在地を大嶺町東分348番地4から一度も変更されておりません。

従いまして、美祢農林開発株式会社が意図的に偽った本店所在地を登記しているものではないことは、誰の目から見ても明らかであります。

また、議員の発言の前提には、本店は実態性がなければならないとの認識が根底となった発言であると推測いたしますが、会社法及び商業登記法上、本店であるための要件や基準、さらには規制といったものはありません。従いまして、業務の実態性の有無にかかわらず、本店として成立し、登記をすることが可能です。

このことにつきましては、市長からも本店と事業実態箇所が異なるケースはあると発言しておりますが、これにつきましてはの一例として申し上げますと、ある地方の方が事業を起こされ、その後、チェーン展開した上場企業となり、都内に本社を構えても、創業の歴史を忘れないために、登記上の本店所在地は創業地の住所としているといったケースは数多くあります。

以上のことから、美祢農林開発株式会社の本店所在地に係る登記につきまして、刑法第157条第1項、公正証書原本不実記載等罪には該当しないことは明白であります。

なお、今回の案件は、刑法に抵触するか否か。つまり、犯罪を犯しているか否かという極めて問題視すべき発言であったことから、弁護士に相談した結果、今回の事案は、会社設立の時点では本店所在地で業務を行っていた事実もあったことから、

美祿農林開発が虚偽の申し立てをしたことにはならないので、犯罪には当たらないとの回答をいただいていることを申し添えます。

また、そもそも定款とは、一般的には会社内部の法律とも言われ、商業登記制度は、会社に関する一定の事項を公示することで、取り引きの円滑化に役立てるとともに、取り引きを巡る紛争や混乱を防止する機能を持たせる制度であります。

従いまして、今回の案件は、一般質問になじまない案件であることも、併せて申し添えさせていただきます。

以上です。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（秋山哲朗君） 何ですか。（「今の発言について事実誤認があります」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。坪井議員。

○3番（坪井康男君） 議長のお許しを得ましたので、ただいまの西田建設経済部長のお話、根本的な事実誤認があります。

私は、一般質問の際に申し上げたのは、こういう趣旨でした。会社法442条に、こうあります。「株式会社は、次の各号に掲げるものを、——計算書類等を、当該各号に定める期間、その本店に備え置かなければならない。」、1が「各事業年度に係る計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属書類、これを定時株主総会の日の一週間前から5年間」、本店に備え置かねばならんとなっています、私が質問したのは、ここなんです。

従って、丸和の前にある、あそここのところに計算書類が5年間保管してありますかと、この趣旨でお伺いいたしました。

従って、ただいま建設経済部長さんの答弁は、全般的外れな、とんちんかんなお話です。もし、157条に該当しないとすれば、登記懈怠です。100万円以下の過料に処すとなっていますので、明らかにこれは100万円の過料に処せられるケースです。

以上です。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（秋山哲朗君） この関連してということですか。竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 今の発言なんですが、事実誤認とおっしゃったんです。で、とんちんかんと言われたけど、私は一般質問にもいましたし、それからテレビで放映されたのも見させていただきましたが、坪井議員が言われたのは、今の157条、不実記載の問題とは違うことを、今、すりかえて言われておられます。

だから、市民は、聞いていると、いやあ、会社法何条じゃからと言われたら、ああ、すごいなと皆思っただけで信じ込まれたら困るんですよ。一般質問の中で、確かにちよこつとあったのはあったんです。だけど、会社法の第何条とかいうのは出てこなかったんですよ。むしろ、強く言われたのは、本店の所在地があそこの大嶺町の丸和の前ですよ。私の会社も道路を隔てた自宅にあります。当時は自宅から全部やってきましたから。

でね、今も、あたかもその執行部の受けとめ方がおかしいというような発言なんですよ。もうちょっと整理をして、私は157条については、坪井議員はやっぱり、むしろ坪井議員のほうがおかしいではないかという気持ちで私は聞いてたんですよ。

ですが、一般質問ですから、要らんことを言うと、また出されますからね。だから言わなかったんですが、もうちょっと議論は明確にやっぱりしていくべきだと、こういうふうに思います。

以上です。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（秋山哲朗君） この件に関してですか。（「今の竹岡議員の発言です」と呼ぶ者あり）坪井議員。

○3番（坪井康男君） 再び議長さんのお許しを得ましたので、発言させていただきます。

私が一般質問で、本店所在地の登記のことを申し上げたのは、あくまでも美祢農林開発株式会社は、竹箸の製造・販売事業と指定管理事業の経理を区別しなきゃいかんと、明確に協定書はなっているんですよ。それは当初からです。二十何年ですかね、当初からそうなっているんですよ。

だから、それに対して区分して経理してありますかということに対して、西田経済部長は、あなたは、25年以降は、やっど部門別会計が出されてと、こうおっしゃったですよ。それ以前は、協定書に区分して経理しなきゃならんとなっているのに、してないんですよ。そこなんです。それをはっきりさせるために、私は本店所在地のことを言ったのは、あくまでもここに会社法442条に規定された計算書類が一体どこにあるんですかと。それが桃ノ木のあそこの農林資源活用施設なんですか。丸和の前の本店登記ですかと、このように申し上げましたんで、あのときも、私は、はなから157条違反と決めつけてないんですよ。登記懈怠もしくは157条違反の疑いがあると、こう申し上げているんです。

以上です。（「議長、よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（秋山哲朗君） ちょっと待って。竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 何回も言うけどね、議会は一旦言うたら、いや、そねいは言わんやった、こねい言うたというのはね、やっぱりやめたてええと思うよ、私は。いやしくも議員はね、一旦こういう議場で発言したんなら、それなりの責任を持つべきですよ。ね。でなかったら、157条の問題は出てこないはずですよ。これが不実記載だとおっしゃったんですから。だから、こういう答弁がされたと、私は思ってるんですよ。それに対して、真正面から答えちゃないじゃないですか。

だから、非難をされても動じず、そして、相手を非難される。これが手法なんですよ。こんなばかな議会はないですよ。もっと議長、議事を、進行をちょっときちんと。だから、すりかえ理論に乗らないで、今、執行部が157条について答弁された。ほかのことに言及したら、私、また、一般質問でやりとりを執行部とされたんで、私がやる必要は全くありませんし、すべきことでもないと思います。

ただ、今は157条で、報告されたことについてののみ不実記載だと、こうおっしゃったんですから、これは間違いのないと思いますよ。それを今になって、言わん、疑わしいと言うただけと。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） ちょっと待ってくださいね。あくまでも議会ですから、これ本会議場ですから、市民が迷うような発言は控えていただきたいというふうに思います。それをもって答弁があれば、またしてください。村田市長。

○市長（村田弘司君） 今、議長のほうからお許しを得ました。また、今は、議長からも注意というか、議長のお立場で御発言をされたと思いますけれども、この美祢市議会というのは、市民を代表する私、市長と、そして一方では、やはり市民を代表される市議会の方々のが、美祢市の未来のために、また、住民の福祉充実、実現のために議論をすべき場所だろうというふうに思っております。

ということは、とりもなおさず市民の方々に対してこの議場で発言したことの重さ、そして、それを誠実に履行すること、虚偽の発言をしないこと、最低限必要だろうというふうに思っています。

先ほどの一般質問に対する西田部長からの応答報告は、その事実に基づいて、一般質問の言論の事実に基づいて補足の冒頭の報告をさせていただいたと、私は思っ

ております。この西田部長の発言が、去る、何日だったかな、一般質問の内容と違っておると、今、坪井議員がおっしゃいましたけれども、冒頭申し上げましたように、お互い、それぞれが誠実に議場の場で、市民の代表として発言をしたこと。そして、うちの職員は、私の補助機関としてそれぞれの長としてしゃべっておりますので、私の代理としてしゃべっております。ですから、大きな意味を持って、重さを持って発言をしております。それを踏まえた上でのことです。

ですから、ちょっとこの後、副市長のほうが現実には、一般質問でどういうふうな発言がなされたかということで、ちゃんと記録をしております。それをちょっと御説明申し上げたいと思いますので、議長、よろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（秋山哲朗君） ちょっと待つてね。その前に、第三セクターの、これ議会での取り上げ方、もう既に議員の皆さんは御存じだと思いますけども、市民の皆さんはわかりません。そうでしょう。三セクのことについて議論する場ではないんですよ。また首をかしげられましたけども、このカメラを通じて市民の皆様見ておられるということを踏まえてやってください。議員の方はわかっておられると思いますけどね、いいですか。（「議長、今のことで」と呼ぶ者あり）一々あなたの質問には答えません。ちょっと待つて。その前に、篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 議長のお許しを得ましたので、発言させていただきます。

先ほど、西田部長が157条の件について、冒頭で説明しております。これは、先だつての坪井議員のそのままの発言をテープ起こししておりますので、そのまま読み上げさせていただきます。

それから、もう一つ、坪井議員の発言でございます。「本店所在地はどこですかということについて、実質的には桃ノ木の美祢農林資源活用施設のあそこにありますよという御説明だったと思います。だけど、登記簿には、さっき申し上げたように、番地を申し上げますと、美祢市勤労福祉会館、丸和の前、ここの左側にある、ここの番地ですよ。444番地の4はここに明確になってますよ。それで、もし桃ノ木に移転されたら、それは、そのようにまた移転登記なされるべきであって、この本店所在地ちゅうのは非常に大事なんです。本店所在地を変えるには、株主総会を開いて了解をとらなければ勝手にはできないんですよ。今の西田部長のお話だと、これが何か登記がおくれているんじゃない、ちょっとゆゆしき話になりますよ。刑法の

157条の第1項に、公正証書原本不実記載罪というのがあります。よく男性が突然気がついたら、何か嫁さんがおったって。ほいで、びっくりしたら、戸籍が妙な嫁さんが入っると言うんです。それで大騒ぎになるケースがあるでしょう。それと同じなんですよ。登記簿とか、戸籍簿を実際と違うことをやってたら、これ大変なんですよ。公正証書原本不実記載罪で5年以下の懲役、または50万円以下の罰金に処すとなっております。ですから、西田部長、今、あなた答えられたことは、大変な、とんでもないお答えになったということになります。」というのが、その他いろいろあります。これを受けての西田部長の説明でございます。

以上でございます。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（秋山哲朗君） これに関連してですか。（「今の」と呼ぶ者あり）坪井議員。

○3番（坪井康男君） 議長のお許しを得ましたので、発言させていただきます。

ただいまの会議録の……再現にありますように、私は、最初はね、あくまでも桃ノ木に本店機能があるならば、どうしてそこに移転登記をされないんですかと、今、篠田副市长、明確におっしゃったですよ。そこなんです。もしそれでなければ、これ登記懈怠といいます。この前も、代表取締役の登記が2年後になされたって申し上げたじゃないですか。あのとき、過料は100万円ですよ。あのことを言ったんですよ、最初に。その後に、そうじゃないとすれば、もう意図的に本店の登記をおくらしてるなら、意図的にですよ。それは157条に該当するよという、そういう流れで申しあげましたんで、これ以上は申しあげません。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） よろしいですか。後ほど、委員長報告もあるでしょうから、議案の110号のところで、また委員長報告がありますので、また、そのときに、もしあれば、意見として言っていたきたいと思います。

日程第2、議案第99号から日程第29、議案第116号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。教育経済委員長。

〔教育経済委員長 萬代泰生君 登壇〕

○教育経済委員長（萬代泰生君） 皆さん、おはようございます。ただいまより、去る12月7日開催の教育経済委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案11件について審査

いたしましたところ、いずれも全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決いたしました。

それでは、議案の審査過程における主な質疑、意見について御報告いたします。

議案第103号美祢市立中学校設置条例及び美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。委員より、今年度末をもって廃校となる秋芳北中学校の体育館を社会体育施設美祢市秋芳北体育館とすることについて、地域住民にはどのように周知を図られるかとの質問に対し、執行部より、秋芳地域の二つの中学校を統合し、来年度より秋芳中学校が開校することについては既に周知を図っていますが、秋芳北中学校の体育館については、今月中に嘉万地域、別府地域のそれぞれで、施設利用の説明会を開催する予定ですとの答弁がありました。

次に、議案第105号美祢市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。このたびの条例改正により、当施設が勤労青少年の福祉施設として行っていた事業が削除されることについて、委員より、当施設では現在いろいろな講座や教室などが開催されているが、条例改正後はどうなるのか。また、従来あった利用者の年齢制限のようなものは廃止されると考えてよいかとの質問に対し、執行部より、当施設では、英会話、中国語などの教室や、サークル活動等を行っていますが、これらの活動については次年度以降も継続する予定です。また、このたびの法律改正により、施設利用者の年齢制限はなくなりましたとの答弁がありました。

次に、議案第91号平成27年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。秋芳洞周辺のWi-Fiエリアを拡張することについて、委員より、このたびのエリア拡張で秋芳洞商店街全体がこのエリアに入るのかとの質問に対し、執行部より、秋吉台観光交流センターから秋芳洞案内所までの一帯をWi-Fiエリアとして稼働するよう整備を行うものですとの答弁がありました。

次に、議案第110号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についてであります。委員より、平成27年度の指定管理期間は1年としているが、平成28年度から3年間とする理由は何かとの質問に対し、執行部より、平成27年度に指定管理期間を1年間と定めたのは、美祢農林開発株式会社が平成26年度に策定した経営改善ビジョンに基づき経営を行うに当たり、先行きが不透明であったためです。今年度に新たな社長、また統括責任者を迎え、ある程度の方向性を今年度

中に見出すとの御意見もいただいていることから、平成28年度から指定管理期間を3年間としたものです。

また、副市長より、指定管理期間を3年未満とするのは、廃止を検討したり、取り消し等をするための緊急的措置を講じる必要がある施設についてです。このたびの指定管理期間を3年間としたことについては、選定審査会がそれを適当と評価された結果だと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、会社に対する選定審査会の採点（評価）は、監査委員の報告内容からすると少し甘いように感じているが、いかがかとの質問に対し、執行部より、採点結果については参考資料で提示していますが、これは専門的知識を有する方々で構成された選定審査会により採点されたものですとの答弁がありました。

さらに、委員より、同施設の指定管理料の積算根拠について質問があり、執行部より、指定管理料積算の内訳として、売上高等については、平成26年度の実績値と経営改善計画の中で示された平成28年度の計画値を比較の上、算出し、事務費等の固定費については、過去の平均値を採用の上、算出していますとの答弁がありました。

次に、議案第111号美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定についてであります。委員より、選定審査会の審査結果において、不合格となる点数の基準についてお伺いするとの質問に対し、副市長より、通常、6割から7割を最低点とする基準を設けていますとの答弁がありました。

次に、議案第112号美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定についてであります。委員より、指定管理料は予定しているか。また、予定していれば、その額はいかほどかとの質問に対し、執行部より、指定管理期間である平成28年度から平成30年度まで、指定管理料の最大額として490万5,000円を計上していますとの答弁がありました。

次に、議案第113号美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についてであります。委員より、二つの施設をあわせて管理されるが、それぞれの個別の積算額についてお伺いするとの質問に対し、執行部より、平成28年から30年の各年度において、リフレッシュパークは約4,000万円、家族旅行村は約3,700万円ですとの答弁がありました。

次に、議案第116号土地改良事業の施行についてであります。委員より、危

危険ため池改修の申請手続についての質問に対し、執行部より、この改修は危険ため池として指定されていることが条件となっています。手続きは、市に御相談いただき、ため池の状況を確認の上、危険ため池に指定されれば、さまざまな事業を活用して改修を行うこととなりますとの答弁がありました。

以上をもちまして、教育経済委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の審査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えます。

〔教育経済委員長 萬代泰生君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 教育経済委員長報告に対する質疑はありませんか。竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） ただいまの委員長報告と、私が委員会の中での様子を聞いたのと何かちょっと大きな食い違いがあるし、従って、委員会のある日に放映されるのも見させていただきましたが、途中で字幕になってしまって、あの中でカットされたのか、よくわかりません。坪井議員の発言の中で、私は——いいでしょう、自分が言うんじゃないから、私を含めて刑事告訴したと。名誉棄損で刑事告訴したという、こういう話が出たよと聞いたんですね。それがなぜ放映されなかったのか。それから、今、委員長報告の中にもありませんでした。だから、多分、委員会になじまない意見であるという御判断だと思うんですね。

そうしますと、委員長が……後からお聞きします。なぜ、その割愛されたのかということと、もう一点は、そうした発言に対して、委員長は制止をされたのかどうか。で、制止してそれでおさまったのかどうか。その辺をちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 萬代委員長。

○教育経済委員長（萬代泰生君） 竹岡議員の御質問にお答えしたいと思いますが、委員会の中において発言がこの委員会にそぐわない場所があるという認識を持ちまして、割愛を——善処をさせていただきました。

で、今、質問の中で、制止されたのかという御質問がありましたが、制止は、取り消しをお願いいたしました。しかし、取り消しについては、取り消さないという答弁がありましたので、委員長権限においてこの内容を善処させていただきました。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） まあ、委員長は委員会になじまないということで制止をし、

訂正発言を求めたが、訂正もされなかったと。

そうしますと、私は委員会運営そのものに大きな問題があろうと思います。特に坪井議員さんにも問題がありますよね。委員会で言うべきことでないことを発言されたと。しかも、私がお聞きしたのは、私の固有名詞が出たと聞いているんですよ。でなかったら、私もこんな発言しません。何で、その刑事告訴したということまでを委員会で言わざるを得なかったのか。で、それを制止してもやめなかった。しかも訂正発言しても、訂正しなかった。こんなね、美祢の議会はこんな委員会なんですよ。それも坪井議員一人のためにですよ。私申し上げたいことは。御本人は反省もしちゃあない。さっきも申し上げましたでしょう。自分が非難されてもそれには動じず、逆に相手を非難する。すりかえ理論ばっかし、言うた、言わんで。恐らくまた言わんと言われるかもしれません。そんな委員会を、私はまた総務のときにも委員長に申し出ておりますから、その後、どうなったかがお聞きしたいと思うんです。その後、委員長は、こんな問題をどう扱うお気持ちなんですか。このまままた通すんですか。このまま通しゃあ幾らでも坪井議員はね、やりますよ。これ3年間やってきたんですから。そのことは、私は市民に強く申し上げたい。

ましてや、委員会で竹岡も刑事告訴したと。言語道断ですよ、そんな発言は。それに対して、委員長はどう今後扱われるか、お聞きしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 萬代委員長。

○教育経済委員長（萬代泰生君） 竹岡議員の御質問にお答えしたいと思いますが、委員会を開催するに当たっては、会議規則がございます。それから、委員会条例もございます。従って、その委員会条例、会議規則の中で委員会を開催するに当たりましては、初めに委員の皆さんにお断りしております。従って、そういったことがもしあった場合は、委員長は発言を禁止させたり、それから、委員会で発言された内容を削除したりいうふうなことは、これからもしていかざるを得ないと思えますし、それが会議規則であり、委員会条例というふうに認識しておりますので、その規定に沿って今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） じゃ、もう一回で終わります。いや、委員長の覚悟のほどは、確かに私は敬服いたします。しかし、坪井議員に対する制止をしても、やらない。発言する、引き続き。それから、訂正発言を求めてもしない。恐らくですね、

坪井議員は自分は正しいと、もう思い込んでおられると思うんですね。だから、委員会条例であろうと、さっき言われた会議規則であろうと、解釈は全部自分が正しいんだと、こういうお気持ちだろうと思うんです。間違っているのは、委員長並びにほかの人たちだと、こう思っておられると思いますよ。ですから、理由もなく相手を攻撃したりされるんだろうと思うんです。

私は、何でその名誉棄損で訴えられたのか、よくいまだにわかりません。わかりませんが、先ほど申し上げましたように、自分が正しいと思い込んでおられるんだろうと思うんですね。で、第何条、いやあ何の法律、こう言いながら、法科の出かどうか私は知りません。知りませんがね、すぐ法律を盾にとって自分よがりな解釈で人を攻撃しないでください。今回、こんな議会を、総務の委員長にも申し出ております。これを今後どうするんかと。今、委員長は議会にそぐわないようなのは、今後もう割愛しますよと。これは委員長の権限ですから、いいと思います。しかし、当の本人は首ばっかし振って反省もないんですよ。

ですから、私は、こんな議会をできるだけ早く正常な議会にさせていただきたいと、こう思うんですね。委員会の席でね、誰を告訴した、いやあ、何したって。これは完全にこの本会議場で、どの委員会だったか私は覚えていません。予算委員会だったか、本会議かわかりません。発言を制するために法的処置をとりますよと言って、後ろを向いてにらみつけるんですからね。これは完全にその人が発言しようとするのを抑えるという意味なんです。こんな議員がいらっしゃるんです。だから、3年間議会は無駄な時間を過ごしてきたんですよ。このことについて再度、最後です。委員長はそうした議員さんに対してどうされるのか。割愛をするだけじゃ、私はだめだと思うんですね。

○議長（秋山哲朗君） 今の発言ですけれども、本人のやはり自覚だと思います。そこがなければ、これは直らないというふうに私も思いますし、萬代委員長と私がいずれも立ち会っていますので、やはりそぐわない発言だったというふうに私もその場で判断をいたしました。私にも責任があると思っています。

萬代委員長、何かほかに。萬代委員長、ありますか。はい。

○教育経済委員長（萬代泰生君） 委員長とすれば、やはり会議規則、委員会規則そういったものの定めがきちんとあるわけですから、あともう一回委員会がございませぬけれども、その規定に沿った形で委員会を進めていきたいということです。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 議長のお許しを得ましたので、発言をさせていただきます。

私も、私自身の名誉を守る権利と義務があります。ただいまの竹岡議員さんの発言は極めて不穏当な発言であります。いいですか。地方自治法132条というのがあります。御案内と思いますが、無礼の言葉という項目です。これに対する解説書に、こうあります。「公共の問題を公益の見地から批判、議論する場合、通常の社交的儀礼に沿わないような激烈な批判、非難の言辞も、合理的限度までは許されなければならない。したがって、このような言論を、ここにいう無礼な言葉に当たるということは妥当ではない」と、こういうのがあります。

いいですか。これには、あくまでも言論の府なんですよ、議会というのは。で、言論の府である以上、議員が公の問題を論ずる場合、社会生活における一般の社交的儀礼を尺度とされるべきじゃないんです。

それと、1点、萬代委員長に質問です。割愛したとおっしゃるのは何を割愛されたんですか。委員長報告を割愛されたんでしょうか、それとも会議録まで割愛されたんでしょうか、お伺いします。

○議長（秋山哲朗君） これは委員会ですけども、坪井議員は、この委員会ですから、どの部分だというふうなことはわかっておられるんじゃないかと思えますけども。違いますか、そうでしょう。（「わかります。聞いてもいいですか」と呼ぶ者あり）割愛したことを言われるということですか。いや、むしろ私——坪井議員、どうぞ。

○3番（坪井康男君） 私が今申し上げたのは、萬代委員長さんは割愛したとおっしゃっています。

○議長（秋山哲朗君） 善処したと言わなかったですか。

○3番（坪井康男君） 何を割愛されたんですか。

○議長（秋山哲朗君） 善処……

○3番（坪井康男君） 善処イコール割愛と、先ほど萬代委員長はおっしゃったと思いますよ。違うんなら言ってください。で、割愛したというのは、委員長報告から割愛されたのか、会議録から割愛されたのか、それをお伺いしたんですよ。

○議長（秋山哲朗君） 萬代委員長。

○教育経済委員長（萬代泰生君） 坪井議員の御質問にお答えします。

会議録から、会議録そのものも、もう割愛したことについては、もう映像を見ながら割愛したわけですから、会議録にもありません。だから、会議録そのものは委員長報告をするための記録でございますので、会議録から割愛したのか、その委員長報告から割愛したのかという、今、御質問でしたけれども、そのもとはないわけです。

だから、会議録でも、要するに割愛した部分はありますよ、私は持っていますよ。持っていますが、それは委員長報告をつくるためのものであって、それをその中から、ここからここまでは割愛するということですからね。（発言する者あり）いえいえ、会議録という、いやいや、ちょっと待ってください。

○議長（秋山哲朗君） 萬代委員長、ちょっと事務局から、今、会議録についての答弁をさせますので。石田事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 会議規則の79条に美祢市議会委員会条例があります。この79条には、会議録には――済みません、委員会条例の29条がございまして、委員長は、職員に会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成し、これに署名または押印しなければならないということが規定されております。

すなわち、委員会の会議録については、あくまでも記録なんだということです。記載のとおり、会議の概要を職員に記載させるということが規定をされているところです。

しかしながら、美祢市議会の委員会については、運用上、全文を会議録として記載をされているところです。

で、この会議録の中には、原本と副本とがございまして。原本は、全ての発言の状況が記載がされております。一方、副本については、閲覧できる状態に記載がされているという状態であります。今後、委員長のほうで会議記録を精査されると思いますが、副本については、どの状態までを閲覧に供するか。かつまた、原本については全ての記載がされるということで取り扱われるというふうに考えております。

以上です。済みません。なお、この会議記録、会議録については、あくまでも委員長報告を作成するために、職員に対して記録を、会議の概要を記載させるという趣旨に基づき作成されるということでもあります。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 議長のお許しを得ましたので、発言をさせていただきます。

今の石田事務局長さんのお話し、いまいはっきりしませんでした。私が質問したのは、まだこれ正式の会議録というものはできてませんよね。私が質問したのは、もとの会議録を起すための、事務局が録音していますよね。いつも大塚さんがヘッドフォンを当てて録音されていますよね。その大もとのあれ何と言うんでしょうか、テープと言うんでしょうか、何と言うんですか。記録ですか、それまでも私が発言したことを削減されたという意味じゃないですよ。その点、しっかり教えてください。

○議長（秋山哲朗君） 石田事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 先ほど申し上げましたように、職員がヘッドフォンを通じて記録をしたものについては、会議記録の原本としては全文が記載がされます。しかしながら、皆さんがごらんになれる、市民の方々がごらんになれる副本については、今後、委員長がどういう対応をとれるか、どこまでを記載されるかどうかはわかりませんが、不穏当な部分、議題外にわたる部分は善処される可能性があるということを申し上げているところです。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 今の記録の問題、いつの間にか、私が申し上げたのは、委員会の中で坪井議員が、竹岡——ほかにもおられた。固有名詞は出されませんから、出しません。刑事告訴したという発言をされたのがいいのか、悪いのかと言っているわけですよ。そのことについて議論しよるのに、またすりかえで違う質問をして焦点をぼかされる。この手法に、もう乗るまあやあ、お互いが。すぐすりかえ議論になっちゃうんです。で、揚げ足を取られてから、やあ、どうじゃこうじゃってなるんです。

問題は、私が申し上げたいのは、委員会で、そんな個人の何が、さっき読まれたですよ、いろんなことを。僕は、そっくりお返ししたいと思いますよ。もうはっきり言って、坪井議員にお返ししたいと思います。それだけの認識があるならば、ねえ、今まで、過去3年間、相当の暴言を吐かれ、珍論とか、まあ暴論とやら、何やら言われてましたけど、人の名誉を傷つけてきたのは坪井議員自身じゃないです

か。それをね、自分がちょこつと言われたら、やあ、自分は守る権利がある。冗談じゃないですよ。

私が申し上げたいのは、本論にちゃんと戻して議論してください。そのことがいいのか、悪いのか。全く反省の余地はないじゃないですか。その記録があるんか、ないんか、俺が言うたことが残っちゃうんか、残ってないんか。冗談じゃないですよ。そんな委員会になじまないものが発言されるから、こんなことが起きたんでしょ。私はそう認識してます。委員長、それでいいですよ。全く、美祢の議会として恥ずかしいような委員会になったから割愛されたんだという私は認識を持っています。それでいいと思います。そうでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（秋山哲朗君） まだ何かありますか。（「今の事務局長の発言です」と呼ぶ者あり）事務局長の発言に対してということですか。坪井議員。

○3番（坪井康男君） 議長のお許しを得ましたので、発言させていただきます。

今の事務局長さんの発言について、いま一つ不明なところがあります。オリジナルの委員会の記録はちゃんとありますよ。で、私は、それに基づいて会議録はそのまま起こされると認識しております。

しかし、会議録を起こす段階で、これは不穏当だからといって、一般に見せる会議録は割愛するというふうに聞こえました。で、それが善処するという意味なんですか。事務局長、もう一回答えてください。そんなに会議録はね、本来のオリジナルの会議録と公表する会議録、二つあるんですか。教えてください。

○議長（秋山哲朗君） ちょっと待ってください。今、委員会の委員長報告に対する質疑ですから、そこが主に大事なことですか（「違います、竹岡議員は（聞き取り不可）です」と呼ぶ者あり）いや、むしろ委員長が委員会の主導権を持っていますから、委員長が割愛したということは、私も容認していますから、私もその場面を見ますから、これは私の責任でもあろうかと思えますけども、（「竹岡さんはあんな発言するじゃないですか、あれはいいんですか。私の発言だけとめる」と呼ぶ者あり）今、私が言っている、発言をしている中で、あなたは手を挙げないで、そういう発言をされるということが議会ルールに反しておるということなんです、もう既に。（「はい」と呼ぶ者あり）今まだ私が発言していますから。

むしろ、萬代委員長が善処されたことは、むしろ我々から見たときには、市民から見られて、ああ、議会はきちっと条例というか、今のいろんな規則にのっとして

やってるなということを見ていただくために、善処したというふうに私も思ってますし、これは、坪井議員の発言は、これを坪井議員の身分を守ったと僕は考えております。萬代委員長も私と同じだというふうに思ってますし、むしろ坪井議員の名誉が守られたんじゃないですか。先ほど竹岡議員が言われたように、告訴したという、これは本来すべき発言じゃないと思います、公の電波を使って。そうでしょう。やはり人を訴えた、どうかということは、発言すべき発言じゃない。だから、委員会になじまないから善処したというふうな発言で、萬代委員長が対処されたんじゃないですか。（「いいですか」と呼ぶ者あり）これについてですか、どうぞ、坪井議員。（「いいですか」と呼ぶ者あり）はい。

○3番（坪井康男君） 私は先ほど、石田事務局長に、オリジナルの会議録と公表する会議録が二つあるんですかという質問をしたんですよ。それをお答えになってないじゃないですか。

○議長（秋山哲朗君） あくまでも委員長報告のもとに戻します。じゃないと、この議論をしておいたら次から次へまた行きますので。

○3番（坪井康男君） はいじゃ、もう一回。これが最後です。

○議長（秋山哲朗君） 先ほど、石田局長が答えたとおりです。あなたが認識されるか、されないかは別な話です。（「いいですか、最後です」と呼ぶ者あり）坪井議員。

○3番（坪井康男君） それではね、告訴の話は置きますよ。

私、もう一点ね、重要なことを申し上げたんです。これはね、事実ですからしょうがないですよ。そこの馬屋原監査委員さんがね、出しておられますよ。美祢農林開発は非常にずさんな出納事務であったと。これを言ってるんですよ。

○議長（秋山哲朗君） いやいや、また何を……

○3番（坪井康男君） これもいけませんか。不穏当ですか。

○議長（秋山哲朗君） いやいや、また何を言ってるんですか。いや、馬屋原議員の、何の話ですか。

○3番（坪井康男君） これも、今、割愛されたというところを言ってるんですよ。二つ言ってるんですよ。割愛されたのが馬屋原議員さんの監査結果報告で、ずさんな会計、出納事務だったと。それと、今のことを言ったんです。だから、もうこれ以上言いません。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） いやいや、ちょっと待ってください。馬屋原議員が、馬屋原議員のこれは名誉にかかわることですから。（「監査報告書です」と呼ぶ者あり）
ということは、この今の110号ですか。（「110号に関係してるんです」と呼ぶ者あり）この110号ですよ、今、坪井議員が言われたのはですね。これについて、ほんなら坪井議員は反対なんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

坪井議員。

○3番（坪井康男君） 私は、委員会で賛成しました。ただし、3年間の指定管理は反対なんです。1年でいいんじゃないですかという流れで発言したことです。なぜならば、非常にずさんな出納事務が行われている。

○議長（秋山哲朗君） だから、反対なんですか、賛成……

○3番（坪井康男君） 違います。賛成ですと。賛成だけど、1年にすべきだという意見ですが、それも、もう賛成しちゃいましたから、来年の3月までにきちんとした会社にしてほしいと、そういう主張です。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） ほんなら、3年を認めたということじゃないですか。（発言する者あり）なら、その発言でいいんじゃないですか。

そのほか、委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育経済委員長の報告を終わります。

〔教育経済委員長 萬代泰生君 自席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 続いて、総務民生委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 河本芳久君 登壇〕

○総務民生委員長（河本芳久君） ただいまより、去る12月8日開催の総務民生委員会の委員長報告を行います。

さきの本会議で本委員会に付託されました市長提出議案16件について審査いたしました。その結果についてまず御報告いたします。

議案第99号美祢市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について、議案第100号行政手続における特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、

議案第101号美祢市介護保険条例及び美祢市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について、この3議案については、賛成多数で原案のとおり可決されました。

なお、これら三つの議案については、委員より、マイナンバー制度導入に関連する議案であり、市民のプライバシーが侵害されてはならないので反対するとの意見がありました。

次に、議案第102号美祢市税条例等の一部改正について、議案第90号平成27年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第92号平成27年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）、議案第93号平成27年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第94号平成27年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第95号平成27年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、議案第96号平成27年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第97号平成27年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第98号平成27年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）、議案第106号美祢市萩市競艇組合規約の変更について、議案第107号美祢市萩市競艇組合の解散について、議案第108号美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定について及び議案第109号美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定について、以上13議案については、討論・採決の結果、全員異議なく、全会一致にて可決されました。

それでは、議案審査の過程における主な質疑や答弁について御報告いたします。

委員より、議案第100号に係るマイナンバー制度については、地域の特性に応じて施策を実施することができるようになっていますが、本市ではどのように考えているかとの質問に対し、執行部より、現段階では美祢市独自の利用は考えていないが、今後、特定個人情報の利用が拡大された場合は、市独自の施策に活用できるよう条例化することも考えられますとの答弁がありました。

続いて、他の委員より、マイナンバー制度に係る職員研修はどのように進めているかとの質問に対し、執行部より、全職員を対象に昨年度1回、今年度に入って1回研修を行っており、職員は、本制度の基礎的知識に関しては理解していると考えていますとの答弁がありました。

次に、議案第90号平成27年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、委員より、国民健康保険にかかわっている職員2名分の給与が減

額補正されているが、職員を削減したということかとの質問に対して、執行部から、国保業務の見直しと職員の適正配置を検討した結果、国保税徴収の担当者1名を収納対策課と兼務し、また、その他1名減としたものですとの答弁がありました。

次に、議案第94号平成27年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、委員より、配食サービス事業について、旧美祢市・美東町・秋芳町の地域別の業者別利用数の公表はできないかとの質問に対し、執行部より、地域別の利用者については、持ち合わせている資料の中にはありません。事業者別の集計資料しかありませんが、これは公表できるものではないとの認識ですとの答弁がありました。

次に、議案第106号及び107号美祢市萩市競艇組合の規約の変更と解散について、委員より、解散に向けての今後のスケジュール及び経費について質問がありました。執行部より、規約の変更には県知事の許可が必要であり、許可がおりれば、継承先が美祢市となります。これに伴って、解散に係る手続を行い、議会の議決を受け、県知事に報告することで、解散ができます。この手続には多少の事務を伴いますが、本市の経費負担はないものと考えていますとの答弁がありました。

なお、議案審査が終了した後、委員より、一般質問のあり方、また、委員会における発言等について意見がございました。これについては報告を割愛させていただきます。

以上で、付託された議案審査状況に関する総務民生委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども、必要であれば所管事項の審査を行うことを議長に申し出ていますので、申し添えいたします。

〔総務民生委員長 河本芳久君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 総務民生委員長報告に対する質疑はありませんか。竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 本来なら、私、総務民生委員会に所属している者でございますから、委員長に対して質問するのはいかなるものかなとは思いますが、その他の項で、先ほどから私が申しあげましたその、どう言うたらいいですかな、個人的な問題でいわゆる刑事告訴したということ、前日の委員会で出てきたと。それに対して、委員長、その委員会のあり方についてお尋ねをし、申し入れをしましたが、今、何も報告がされておられません。

で、あえて、委員長は、それこそ先ほどの話じゃないけど、割愛されたのか。それから、私がもう一つ申し上げたのは、今後、こういう委員会運営——いわゆる前日のことなんですが、委員会運営がなされた場合、どういうふうに委員会を持っていくべきかと言われたら、委員長は的確にお答えいただいたんです。それについては私も納得してるんですが、そのとき、さらに申し上げたのは、議会全体として、会派代表者会議か、あるいは、議運かで取り上げていただきたいと、このように申し上げたんですが、その後、委員長はどのような動きをされたのか。もうきょうをもって今年の議会は納めの議会になるわけですので、その辺の、どうやられたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 河本委員長、手を挙げて。河本委員長。

○総務民生委員長（河本芳久君） 一応審査が終了した後、その他、委員さんの中で御意見がありましたらということで、発言の場を設けましたところ、今、竹岡議員が言われたような内容の発言がございました。

これについて、他の委員からの発言もなく、協議する場でもございませんでしたので、一応、中身については割愛と、そういうことがありましたという報告で、委員長判断で割愛させていただきました。

その後については、当然、これは特別委員会とか、議会運営委員会等の場においてそういう発言が出されれば、当然審議していくべきであり、私のこの委員会におけるこの扱いについては、当面は一応直接取り扱いはいたしませんでしたし、いたす必要を私も考えておりません。だから、特別これを他の議運等をお願いするよう働きかけますという発言もしておりませんし、やることも考えておりません。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 了解しました。まあ、この程度の議会なんでしょうね。で、先ほども、いいですか、きょうこの場で発言しているのは、私と坪井議員さんだけなんです。何で、皆さん、発言しないんですか。こんな議会でいいと思っていらっしゃるんですか、皆さん。せつかく議会の、委員会のあり方も問うても、委員長は必要ないという考え方なんです。で、特別委員会等と言えと言われるけど、どこにあるんですか、そんな場が。

だから、もう全く意図的に動かれている。しかも、他の議員さんは何もおっしゃらない。これが美祿の議会のあり方なんです。私はね、本当憤慨しますよ。市民

からも怒られているんですよ。一体何を考えているのと。多少皆さん、発言しましょうや。自分たちの思っていることを言いましょうや。何が怖いんですか。そんだけ坪井議員さんが怖いんですか、皆さん。まあ裁判にかけられたら、それはたまらんけどね。じゃけど、委員長、あなたは腕を組んで何を言うかちゅうような格好をしちよってやけど、私が申し上げましたことも取り上げる気もない。動いてもない。こんなばかな話はないと思いますよ。わかりました。もう結構です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか、委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務民生委員長の報告を終わります。

〔総務民生委員長 河本芳久君 自席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 続いて、予算委員長の報告を求めます。予算委員長。

〔予算委員長 高木法生君 登壇〕

○予算委員長（高木法生君） ただいまより、予算委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月9日、委員全員出席のもと本委員会を開催し、さきの本会議にて付託されました市長提出議案第89号平成27年度美祢市一般会計補正予算（第6号）の議案1件について、慎重に審査いたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決いたしました。

それでは、議案の審査過程における主な質疑等について御報告いたします。

まず、委員より、地籍調査事業の進捗状況及びふるさと応援寄附金事業、いわゆるふるさと納税における寄附金額の近況及び年度別の推移について、また、他の委員より、美東センターの外壁補修に係る補正予算の内訳についての質疑がなされましたが、これらの詳細については割愛させていただきます。

次に、委員より、青年就農給付金の受給者が1名減となっているが、現在、この制度において何名の方が給付金を受給されているか、また、主にどのような分野に就農されているかとの問いに対し、執行部より、この制度における現在の就農者数は6名及び夫婦特例による2組であり、主に梨と畜産に就農されていますとの答弁がありました。

さらに、委員より、本市、農業法人経営者にとって、若い就農者をいかに確保するかが一番の悩みであるが、今後の市の対応と取り組みについてお伺いしたいとの

問いに対して、執行部より、本市では、新規就農者確保のため、就農後の家賃及び農機具の購入等に係る補助、さらに、農業大学生の学費等に対する支援など行っています。

また、農業法人等に就職の上、就農される方には、国や県の補助事業を活用し、新規就農支援に努めているところですよとの答弁がありました。

次に、委員より、嘉万公民館の壁の一部崩落に対応するための施設整備工事費が予算計上されているが、他の公民館施設の危険箇所等については調査されたか。また、このたびの補正で、危険性がある全ての施設への対応は終わるのかとの問いに対して、副市長より、嘉万公民館の壁の崩落については、市長、副市長及び教育委員会で現場を確認しました。また、市長からは全ての公民館及び教育施設を点検するよう指示を受けており、点検は市の一級建築士により実施しています。

今後、緊急性についてランクづけを行い、順次対応してまいりたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、議案に対する意見がありましたが、内容等については割愛させていただきます。

以上をもちまして、予算委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の審査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えます。

〔予算委員長 高木法生君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 予算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、予算委員長の報告を終わります。

〔予算委員長 高木法生君 自席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま、教育経済委員長、総務民生委員長、予算委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

この際、暫時、11時30分まで休憩をいたします。

午前11時18分休憩

午前11時30分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

先ほど、坪井議員の発言に対してちょっと市民の方が誤解を招かれたらいけませんので、事務局のほうから説明をさせていただきます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） まず、最初に委員会記録のことについて御説明を申し上げます。

先ほど私が、委員会記録については、正本と副本があるということを申し上げました。このことについて再度御説明をいたします。

正本については、先ほど御説明をしたとおり、全ての発言について全文が記載されたものであります。一方、副本については、委員長が善処をされ、これで適当であろうというものが市民の方々に公表されるものであります。

なぜ、この二つの記録があるかといいますと、全文が記載されております原本につきましても、その後、委員の発言で懲罰の対象になる場合もあるかと思っておりますので、全ての発言が記載されたものが原本として記載されるわけでございます。一方、委員長が適当と思われた内容のものが副本として、市民の方々に公表をされるということになります。

なお、会議規則の中でも、これは本会議の規定ではありますが、議長が不適切な、不穏当な部分は会議録には記載することができないという規定が明確に規定されておりますので、申し添えておきます。

一方、先ほど、坪井議員のほうから、地方自治法132条について言及をされましたので、このことを御説明申し上げたいと思います。

132条は品位の保持であります。全文を申し上げます。「地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」という条項でございます。

この解説というのは、本条において、無礼の言葉を使用したり、他人の私生活にわたる言論をしたりすることを禁止しているのは、本会議の議場や委員会の会場は公の問題を議する場所であるから、議事に関係のない個人の問題を論ずるべきでは

ないということと、無礼の言葉や私生活にわたる言葉、人身攻撃等によって、議場や会場の平静さを失わせることを防ごうとすることです。

従って、ここで他人の私生活にわたる言論をしてはならないとしているのは、議員は議事に関係のない個人の問題を取り上げて議論をしてはならない。また、公の問題を論じていても、それが事実上必要な限度を超えて他人の問題に入ってはならないということの旨であります。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第99号美祢市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案の3条の1と2についての改正案ですが、情報公開と情報保護を同一の審議会で審査することは不相当であると考えます。この議案は、マイナンバー制度導入に関するもので、反対いたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第99号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第100号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） このマイナンバー制度についてですが、国民の所得、資産を厳格につかみ、徴税、社会保険料の徴収強化などを効率よく管理し、また、社会保障の給付抑制などが政府の思惑と思われれます。マイナンバーをビジネスチャンスにしたいという大企業の要求からも出発しております。来年1月の本格運用に突き進

むのではなく、凍結、中止こそが必要だと思えます。

このことを述べまして、反対意見といたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第100号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第101号美祢市介護保険条例及び美祢市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案についてでもマイナンバーにかかわる条例の改正となっていますので、反対いたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第101号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第102号美祢市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第102号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第103号美祢市立中学校設置条例及び美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第103号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第104号美祢市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案は、学校給食調理場について、豊田前調理場の廃止の案ですが、これに反対いたします。

24年の共同調理場推進計画でも、豊田前調理場は存続の計画でした。豊田前の調理場では150食に近い給食の食材は、それぞれの調理場で調達されています。地産地消の面からも、雇用の確保の面からも、廃止すべきではないと反対意見を述べます。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第104号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第105号美祢市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第105号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第89号平成27年度美祢市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案は、マイナンバーの顔認証システム導入については反対ですが、事業実施に伴う補正や決算に向けての予算額の補正等ですので、賛成の立場で意見を述べます。

過日行われました大仏サミットが行われた美東体育館のカーテンレールが曲がったり、カーテンがぼろぼろにちぎれてます。この体育館は、美東中のブラスバンドの練習にも使用されております。また、市民は、バレーボールや卓球も行っていきます。そのとき、カーテンがちぎれているため太陽が目に入り、目を傷めてしまいます。この要望については早くから提出をしております。今回の補正に組み入れてないのが残念です。早急に予算をつけていただき、修繕をしていただきますよう意見を述べて、終わります。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第89号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

日程第10、議案第90号平成27年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第90号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第91号平成27年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第91号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第92号平成27年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第92号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

日程第13、議案第93号平成27年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第93号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第94号平成27年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第94号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第95号平成27年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第95号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

日程第16、議案第96号平成27年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第96号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第97号平成27年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第97号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第98号平成27年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第98号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

日程第19、議案第106号美祢市萩市競艇組合規約の変更についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第106号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第107号美祢市萩市競艇組合の解散についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第107号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第108号美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第108号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

日程第22、議案第109号美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第109号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第110号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。坪井議員。

○3番（坪井康男君） 今回、美祢市農林資源活用施設の指定管理期間を更新する議案が出されております。

この主体は美祢農林開発株式会社でございます。しかし、この会社は会計処理上の問題点、とりわけ二つの事業部門、すなわち竹箸製造・販売事業と指定管理業務を区分して経理することが最初の協定書からうたわれております。

で、この問題について、私は、もう24年に初めて議員になった直後ぐらいから何回も一般質問等で質問をいたしました。だけど、結局、執行部ははっきりとした答弁をなされておられません。

で、これ、何でこの区分会計のことを言うかといいますと、結局、竹箸製造部門には毎年1,700万円程度の補助金が出ているんですよ。で、これを指定管理部門に流用しているんじゃないかと、私は疑いを持ってたんです、ずっと。最初から。あるいは、逆に指定管理料を竹箸の部門に流用してるんじゃないかと。そういう観点から、この区分会計、区分会計というのを盛んに質問したんですが、結局、最終的には、建設経済部長の御答弁では、平成25年度から部門別会計をしていますよという答弁だったかと、私は記憶しております。しかし、19年設立以来、25年度までなされてないんですよ。これは、やっぱり協定違反なんです。そういう観点

から質問を申し上げました。

それでね、実は、この問題に直接関連しまして、建設経済部長及び次長の連盟による市長宛ての報告書が出されていますよね。さらには、この報告書に基づき、市長から議長宛てに、私、坪井康男議員が、市の職員を無能呼ばわりするなどのパワハラ、モラハラ行為を行ったと、このような要望書が……。

○議長（秋山哲朗君） ちょっと、坪井議員、そういう発言は、今この場でなじみませんので、やめていただきたいと思います。

○3番（坪井康男君） じゃ、やめます。

で、この件に関して、私が1点だけ最後指摘しておきたいんですが、馬屋原監査委員さんが、27年1月28日付の美祢市監査委員報告書ということで、地方自治法199条第7項の規定に基づき、市長からの要望・要求に係る財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表するとなっております。27年1月28日付、美祢市監査委員馬屋原眞一。この報告書が出ているんです。これは公表書ですから、当然です。私は秘密を言ってるんじゃないんです。

これに、とんでもない指摘があるんですよ、美祢農林開発の。要すればね、出納事務がきちんと行われていない。だから、その現状のままでは不正や経理処理の誤りが起きた場合のチェック機能が存在しないため、改善策を検討されたいと、こういうとんでもない報告書が出ているんです。これは別に監査委員さんの名誉を傷つけているわけじゃない、事実ですから。

ですからね、こういう問題等がありますんでね、私はせめて——賛成です、この議案には。賛成ですけど、少なくとも来年3月末までに、新しい指定管理期間が始まる3月末までに、経理規程等をきちっと整備してください。

それから、もう一つ、本店登記については、明らかに登記懈怠です、先ほどの話から言うと。これはね、臨時の株主総会を開いて、それで、定款変更の手続きをとって、本店を桃ノ木に変えてください。その二つを3月末までに実施されるよう強く、強く要望して、討論といたします。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第110号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第111号美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第111号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第112号美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第112号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第113号美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第113号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第114号美祢市都市公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第114号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第115号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第115号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第116号土地改良事業の施行についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第116号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可

決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

市長、御挨拶がございましたら、お願いをいたします。（「議長、その前に発言許可をいただけますか」と呼ぶ者あり）そうですか、どうぞ。村田市長。

○市長（村田弘司君） 議長の許可をいただきましたので、討論の場では、この私を含め執行部のほうから発言の機会を与えられておりません。ですから、先ほど何ら申し上げることはできませんでしたが、今、その場を終了されましたので、今、その後ということで議長の許可を得て発言をさせていただきたいと思います。

今、坪井議員より、議案第110号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についてということで御意見があったというふうに認識しております。これは、もう今の話ですから、言っていないということは言われたいと思います。

その中で、美祢農林開発株式会社が平成25年から竹箸部門と野菜部門を分離で経営処理を شدしたということをおっしゃいました。私どもが、そういうふうな説明したということをおっしゃいましたけれども、一般質問を含めて、過去何度もこれ説明したと思いますけれども、当初より、平成19年度よりきっちり会計を分けて美祢農林開発株式会社は仕事をしておられると。

そして、それを議会に報告するとき、そのことが明白になるような附属資料を、平成25年度からお出しをするようにしたということであって、現実にしておったことは、この議会に提示すべきことは既にそのときからずっと出しておりましたけれども、坪井議員から、そういうふうなことが何度も質問がございましたから、本来であれば、お出しする必要がない、はっきりわかりやすいものを25年度から資料としてお出ししたということであって、あたかも、この美祢農林開発株式会社が設立当初より、竹箸部門とそれから野菜部門を分離して経理されてなかったごとき市民の方に印象を与えますので、これは訂正をして——私のほうから申させていたいただきたいと思います。

それと、もう一点、美祢農林開発株式会社の本店登記を、株主総会を開いて本店登記を変えれがごとき、今、委員としての発言だったというふうに思いますけれども、先ほど、地方自治法132条だったですかね。議会としての品位に係ることで、

議場で、議員としてこの議場でしゃべるべきことではないことは、おしゃべりにならないほうが良いというふうな法の拘束だったと思います。

で、独立した美祢農林開発株式会社が本店機能をどこに置くかということの討議ですね。これは、会社として株主総会を開いて決定すべきことであって、議会の議員の方がバッチをつけられて、議員としてこの本会議場でそれを言われるということは、あたかも、その圧力を与えるがごとき発言になりますので、これは控えていただきたいと思います。それは、会社として独自に存続しておるものでありますから、株主総会で株主の方々が慎重に考えられて、やられると思います。

ですから、株主総会を開いていただきたいというお願いとかであれば、また別ですけれども、本店登記、そこに入り込んで、本店登記をいらっけてくれというような、お願いになるかもしれませんが、それはちょっと差し控えられたほうが良いんじゃないかというのが、私の思いでした。

ちょっと時間を頂戴しましたが、以上です。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（秋山哲朗君） まだ何かあるんですか。（「今の市長の発言です」と呼ぶ者あり）はい、坪井議員、どうぞ。

○3番（坪井康男君） 議長のお許しを得ましたので、発言させていただきます。

今、市長さんのおっしゃったこと、相当の事実誤認がありますよ。特に、本店登記の問題は、市長さんは大株主じゃないですか。重要なこれは法律違反ですよ。篠田副市長のおっしゃってることはね、法律に対する挑戦ですよ。あなたは、それを理解されておられない。（発言する者あり）違います、私語はやめてください。私は、今、正式に許可を受けてやっています。

いいですか。本店の登記、本店の機能は、そこに5カ年間計算書類を保管しなきゃいかんとなっているんですよ。だから、今登記されたあそこの丸和の前に5年間の計算書類が置いてあるんなら、私は言いません。全部、お話によると、桃ノ木の農林資源活用施設もあの中にありますよという篠田副市長さんのお話ですよ。先日の総務民生委員会ですか。

だからね、これ、あくまでも今のように市長さんおっしゃるんならね、私は、市長さん、副市長さん、法令に対する挑戦行為をしておられると、こう言わざるを得ません。

それから、部門別会計については、明らかに河村前商工労働課長さんが、25年

以前はやってなかったと認識してますよと。会議録はありますよ。今、ここへ持ってきてないけども。言われるんなら、持ってきてます。暫時休憩してください。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） これ、どうでしょうね。村田市長。

○市長（村田弘司君） 議長の許可をいただきましたので、発言をさせていただきたいと思います。

言われましたね。堂々巡りですね。この最終本会議の冒頭報告という形で、西田部長のほうから御説明申し上げて、それに対して坪井議員からいろいろな御発言がありました。で、きちっとその法令違反じゃないということも申し上げた。そのことは、もう終わったことというふうに私は認識しておりましたけれども、また、この最後のところで同じことを蒸し返されるということですね。これを堂々巡りと言います。

ですから、幾ら私どもが誠実にこの法令とか、条例とかに基づいて御説明申し上げても、それは法律違反だというふうな言い方をされて、そのまま終わられてしまいましたら、市民の方々は最終的な坪井議員の発言をもって、市は法律違反を犯しているんじゃないかという、あたかも印象だけ残してしまいます。前も一度申し上げましたけれども、かけ逃げという言葉はあまり品がいい言葉じゃないですけども、使わしていただきましたけれども、それだけは避けていただきたい。

ですから、我々は誠実に、一生懸命この仕事をしようとしている。また、法に基づいて仕事をしております。そういうことをちゃんと説明しております。

で、今の本店登記の問題についても、確かに市も株主ですから責任があります。今後、会社として、そのことについては考えていきたいというふうに思っていますから、議会として、それに対して圧力ともとれるような発言は控えられたほうがいいんじゃないですかという、私のお願いを先ほど申し上げたということで、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 今言われたことは、非常に市民から見たらわかりにくいんですよ。農林開発と市が、今どういう関係であるかということなんですよ。そこを一緒にして言われるから、今、篠田副市长はどういう立場であるかということ、篠田副市长のほうから、もう一遍、今ここにおられる立場を言うてください。（発言

する者あり) そうです。あくまで副市長ですから。その違いを言うてください。何か、市民がちょっと誤解しますので。篠田副市長。

○副市長(篠田洋司君) 議長のお許しを得ましたので、申し述べさせていただきたいと思います。

そもそも坪井議員からの御質問は、本店所在地が刑法に違反するという話でございましたので(発言する者あり)、それで説明しております。ですから、市民の方も……

○議長(秋山哲朗君) 坪井議員、先ほど、あなたが言われたように、人の発言をとめてください。(聞き取り不可)とおります。

○副市長(篠田洋司君) よろしいでしょうか。

○議長(秋山哲朗君) はい、どうぞ。

○副市長(篠田洋司君) 市民の方もインターネットで検索されたら、それは違法ではないということは明確だと思っております。それで、それぞれインターネットで検索した全てのものもそろえております。

で、私どもは、本店の所在地がどこであれ、誰に損害を与えたのか、損害も与えてませんし、それが市民の生活にも影響しておりません。ですから、総務民生委員会の際にもお話ししたように、そういう議論ではなくて、やっぱり市民の幸せとか、市民福祉の向上のための議論をすべきだということを申し上げまして、私の副市長の立場としての発言とさせていただきたいと思います。

以上でございます。(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(秋山哲朗君) まだ何かありますか。どうぞ、坪井議員。

○3番(坪井康男君) 私はね、刑法の157条だけを申し上げてるんじゃないんですよ。あくまでも本店機能が丸和の前に、それは登記上はつきりしてるんです。あなたが認めておられますよ。それと、実際の計算書類は桃ノ木のあそこにあるとおっしゃったじゃないですか。これは、法律違反ですよと申し上げたんです。

言いますよ。じゃあね、いいですか。会社法442条、計算書類等の備え置き及び閲覧等になってますよ。本店に備え置かなければならない書類として、各事業年度に係る計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属書類。さっき申し上げたように、これらの書類を定時株主総会の日から1週間前から5年間置かなきゃいかんとなっているんですよ。私は、これを申し上げてるんですよ。

だから、全然あなたは違う話をされている。こういうれっきとした会社法の442条があるのに、あくまでも変なふうに言い張られたら、あなた方は法令に対する挑戦ですよ。それを私は申し上げているんです。あくまでも何か全然違うことばかりおっしゃる。

議長、いいですか、会社法442条に書いてあるんです、はっきり。終わります。

○議長（秋山哲朗君） ここで、議会の中で会社のことを言われるんですか。ちょっとおかしいと思いますけどね。竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 今、議長が言われたように、本当おかしいんですよ。何か美祢農林開発株式会社のここは総会じゃないんですよ。ここは議会なんです。なのに、何でその株式会社のことがどうのこうのとなるのか、ちょっと理解に苦しみます。

市民の皆さんにもわかりやすく申し上げますが、ここは議会です。だから、副市長が言ったように、住民の福祉あるいは医療福祉等のその向上のために議論するのであって、その株式会社の中身がどうなこうなというような話は、その株式会社にお任せしたらいいと思いますよ。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 議長の許可を得まして発言させていただきます。

本店という、会社法上の本店ということ、これと、実際の、例えば本社という言い方があります。この本社という言い方は、会社法上ではなく、会社の運営上であつたりとか、そういったようなときの一般の通例的な形で本社という呼び名をしておるわけですが、ここで、その会社法上での本店の所在地という考え方と、その本社と一般的に言われるもの、ちょっと今からの私の発言、若干それるかもしれませんが、これについてなんですけども、例えば、皆さんがよく御承知の一部上場の企業さんであつたりとか、これ申し上げます。日産自動車、中外製薬、富士通、リコー、こういったようなところについては、本店所在地と本社の所在地が明らかに違います。

ということで、本店所在地というのは、あくまでも登記法上の、会社法並びに商業登記法上の所在地ということであつて、実際の会社運営等につきましては、本社であつたりとか、そういうところでやっているというのが通例でございますので、

農林開発につきましては、実際の本店は東分ではございますが、運営上、経営上の問題としては、資源開発のほうが事業所というふうなことで、そこで行っているというところがありますので、そちらのほうに商簿書類等を置いているということになりますので、特に法に触れないと私は思っております。

以上です。（「もう一遍言います。うそですよ。誤りです」と呼ぶ者あり）

○議長（秋山哲朗君） 何回も言うようにですね、手を挙げ（発言する者あり）、手を挙げる前に個人的な発言はやめてくださいね。これは議会のルールじゃないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）今、先に竹岡議員が手を挙げられましたので、竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 先ほども申し上げましたけど、もともと、例えばこの美祿農林開発のことを論じるならば、なぜそれをつくったのかという歴史から、やはり我々は勉強していかなくちゃいけないと思うんですよ。いわゆる、社会復帰促進センターを誘致するときに、法務省や農林省やいろんなどこと調整しながら、刑務作業として箸をつくりましょう。こういう約束のもとにつくって、そして、国家公務員の皆さんも来られる。それから経済効果もある。こういう判断のもとに農林開発をつくったわけでしょう。

ですから、これが目的に反しているということになれば、議会も出資者に対して——出資者に対してですよ——おかしいじゃないかと。本来の目的から離れてるんじゃないかとかいう話はしてもええと思うんですが、当然、今、部長が言われたように、我々、通常本社と言っているのはビジネス用語なんですよ。法律用語じゃないんですよ。ですから、本社の所在地がどこにあらうと、本店のはちゃんと登記されているんです。本社は登記されておられません。その辺も間違いないように。

ただ、その中のことをここで議論すべきじゃないと思います。目的に対して、もし違えば、それは議会として出資者に対してやはり何かを言うべきだろうと、私はそう思います。

しかしながら、誘致してからこっち、確かに箸はもうかりませんし、それから、農林資源開発として取り組んでも赤字が出たかもしれません。しかし、私は目的に反してないと、こういうふうに思っています。

ただ、カット野菜のときだけは申し上げました。そういうのをすべきじゃないと。もっとほかの資源開発をすべきじゃないですかという話をしましたが、会社の、い

やあ本社がどこにあるか。これはもう一回言っておきますよ、市民の皆さんのために。我々が通常使ってる本社というのは、ビジネス用語です。法律用語じゃございません。従って、本店はちゃんと登記されています。私どももやっています。それから、その場所が違います。活動の場所は本社でございます。ですから、それは通常、本社はここにありまして言っています。その辺の誤解がないようにしていただきたいし、これ以上、この中身について議論する必要は、私はないと思います。もし、目的に反しておればやらなくちゃいけないと、こういうふうに思っております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 私たち議員は、正しい情報を市民の皆様提供する義務があると思っています。私が、先ほど来申し上げているのは、あくまでも会社法442条ですよ。計算書類は本店に備え置かなければならんという、あくまでも本店という、登記上のことです。本社とか何とか、私申し上げていません。それは営業所はどこにあったって構いませんよ。

で、登記されているからいいじゃないかと言われるけど、一等最初ね、これ登記して初めて、会社法で登記して初めて会社は成立するんですよ。その登記されたときの本店は、確かに丸和の横にあったと思いますよ、前に。ところが、その後、農林資源活用施設が完成したときに、そちらのほうに本店機能も実は移ってるんですよ。その、いつできたか、まあ平成21年度だったと思いますよ。それから6年間ね、本店の移転登記をせずに、移転登記するということは、本店はね、定款の記載事項なんです。定款に記載するには株主総会を開かないとできないんですよ。そういうことを怠っている。それを申し上げているんであって、やれ本社だの何だの、営業所だの、そんなことは言っていないんです。これは市民の皆さんに非常に重要な情報ですから、よく御理解ください。司法書士の方に聞かれたら、一発でこれおかしいとおっしゃいます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） どうでしょうかね、これ。（発言する者あり）いいや、それは、もう先ほどから言ってるけど本人がわからないからですけど。ただ、（発言する者あり）さっきから言ってもわかってもらえないからですね。ただ、納めの議会ですから、本当に、本来なら夢のあるような話で終わりたいんですけども、こん

なような会社のことをここまでやれるというのは、この議会はちょっとおかしいと私、今、思っているんですけども。

ただ、今、市民の方が本当に理解、一番不幸なのは市民なんです。そうですよ。決して、竹岡議員が先ほど言われたように、目的は間違っていないと思います。確かに利益は出てないかもわかりませんがね。

ただ、今、当初の目的は、我々も初めからおりますからですね、目的は達しておるというふうに思っております。ただ、本当に本店機能がどうか、本社機能がどうかという議論よりも、もっとこうしたらどうか、この会社はこうしたらええんじゃないかという夢のあるやっぱり議会であってほしいなというふうに私は思っておりますけども。

よろしいですか。何か。篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 失礼いたします。この議論を含めて、私のほうからまた会社のほうに専門家を交えて、またきちっとした形で持っていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） この件について、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） それでは、市長、御挨拶がございましたら、よろしく申し上げます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

○市長（村田弘司君） それでは、議長よりのお許しを頂戴いたしました。本当にことしの納めの議会、本当に最後ですので、明るい顔で御挨拶をさせていただきたいと思っております。いいですか。

それでは、平成27年12月定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいというふうに思います。

今期定例会に提出をいたしました重要な諸議案につきまして、慎重に御審議を賜りました。先ほど、原案のとおり御議決を賜り、まことに感謝を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

さて、本年は第1次美祢市総合計画後期基本計画並びに観光振興計画、さらには、第2次行政改革大綱、さらにさらには、子ども・子育て支援事業計画など主要な計

画がスタートいたしました。非常に重要な年であったところであります。

また、10月には、美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をいたしまして、この計画の主要施策に、M i n e秋吉台ジオパークを活用した取り組み、それと、先ほどからいろんな話が出ていますが、美祢社会復帰促進センターとの協働、これらを重点戦略の柱に掲げまして、他市にはない本市の地域資源、これらを最大限に活用することにより、地域共生のまちづくりに取り組んでまいっておるところであります。

その中において、議会初日に即決議案として議決を賜りました、地域住民生活等緊急支援のための交付金活用につきましては、早速、先進地視察をもう終えました。これによりまして、高齢者の方々がいろんな世代の方々と交流をしながら、健康で、そしてアクティブ、活動的な生活を送ることができる美祢市ハッピー・シニアタウン事業、この構想策定の着手に入りました。

次に、私が、トリプルエンジンに掲げております国際交流の推進、それから六次産業化の推進、ジオパーク活動の推進、この三つの重点プロジェクトは、議員の皆様を初め、多くの市民の方々の御支援、御協力、御理解を賜りまして、大きな成果を上げているところであります。

特に、ジオパーク活動の推進につきましては、本年9月4日に開催をされました第24回日本ジオパーク委員会で、M i n e秋吉台ジオパークが美祢市全域、山口県で初めて日本ジオパークに認定されたことは記憶も新しく、市民の皆様とともに喜び、そして、さらなるステップアップに向けて、決意も新たに取り組んでいるところであります。

先日開催をされましたM i n e秋吉台ジオフェスティバルには、多くの市民の方々に御参加を賜りまして、第2弾として、長登を題材といたしましたジオ落語、これに対しまして大きな喝采をいただきました。これは、志ら乃師匠さんにやっていただきました。市民の皆様の認定への喜びと盛り上がりを感じたところであります。

また、この認定を機に、秋芳洞、秋吉台を訪れられる観光客も増加をしております。観光事業については着実に効果が上がっています。秋芳洞の入洞者数につきましては、これ、もう実数がわかりますから、チケットを買っていただきますので、約じゃないです。実数です。現在、昨年度の同期に比べまして、実に5万人程度増

加しているところであります。

その中において、国際交流も言っておりますけれども、外国の方々も、対前年で5,000人程度ふえております。

さらには、昨年度に引き続きまして、美祢ランタンナイトフェスティバルが、美祢青年会議所を初めとする市民団体の方々によりまして開催をされまして、県内外から本当に多くの方々に訪れていただきました。本当大きな事業、イベントに成長しているなということで、市民力の大きさは本当にありがたいな、うれしいなと思っています。着実に国際交流の推進の施策が実を結んでいるということを実感をいたしております。

また、六次産業化の推進につきましても、ミネコレクションの充実によりまして、ふるさと美祢応援寄附金の増加にもつながっております。我々ぐらいの人口規模にすれば、非常に大きな市外からのふるさと納税をしていただいています。大きな市に対する貢献をいただいております。これもありがたいです。

次に、本年4月に、市民の安全・安心を確保して、快適な生活を送っていただくために、上下水道事業管理者を設置いたしました。

これは、企業としての意思決定や業務遂行を迅速かつ柔軟に行う体制を整え、現在、懸案となっております美東・秋芳地域の硬度低減化対策また水道料金の統一についても懸案として残っております。これらをスピード感を持って取り組んでいるところであります。

特に、美東地域の硬度低減化事業につきましては、来年度、ですから、平成28年度中に施設整備が完了する予定となっております。

また、秋芳地域におきましても、現在、実施設計を行っております、平成29年度には工事着工の見通しとなっております。

さらには、来る12月22日午後4時からになりますが、この美祢市役所におきまして、市長である私と、それから株式会社山口銀行の福田頭取、私もよく存じ上げておりますけれども、福田頭取、そして、並びに、山口銀行の100%出資の子会社であります、地方創生専門のコンサルティング会社であります株式会社YMF G ZONEプランニングという会社なんですが、これの矢儀社長との3者で、地方創生に係る包括連携に関する協定の調印を行う予定としております。

この協定は、山口県でも非常に先進的な取り組みでありまして、今後、この協定

に基づき、地方創生にかかわるさまざまな分野で相互に協力をしまして、協働した取り組みを行うことで、地方創生の実現に努めてまいりたい。我々美祢市は、あきらめないで、美祢市を元気にすることを取り組んでまいりたい。ファンドである山口銀行の全面的な御協力を賜ることになりました。今後も一生懸命やってみようと思っております。

このように、私が推進しております重点プロジェクトは順調に進んでいるところでありまして、引き続き、市民の方が夢・希望・誇りを持ってお暮しいただける交流拠点都市 美祢市、これの実現に向けて、粉骨砕身、市政運営に全力を傾注してまいりたいというふうに思っております。

本年も残すところわずかになりました。きのうから非常に寒くなりまして、私は於福ですが、於福の山々が白くなって、きょうの朝は屋根に雪がうっすら積もっております。これから一段と寒さを増してまいります。議員の皆様方におかれては、お体を大切にされまして、御健勝で御多幸な新年を迎えられますよう、心からお祈りを申し上げます。

また、このMYTをごらんの市民の方を初め、市民の皆様方、幸い多き——幸多き新年を迎えられますように、市長として心より願っております。

これをもちまして、私からの1年の締めくくりの御挨拶とさせていただきます。1年間、まことにありがとうございました。

〔議長 秋山哲朗君 登壇〕

○議長（秋山哲朗君） 12月定例議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、市民の皆様、市長を初め執行部の皆様及び議員の皆様には、温かい御支援と御協力を賜りまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。

とりわけ本年は、今後5年間の本市の目指す将来像の達成のための第1次美祢市総合計画後期基本計画による諸施策が始まったことや、国が地方創生を進めることに鑑み、美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略を、関係各位の御協力により策定をいたしました。そして、本市の特性を活かしながら、定住人口の拡大や雇用の創出などを推進してまいります。

このように、今、地方自治体は地域間競争の時代に入っており、自己の責任において、地域の特性やアイデアによるまちづくりが求められているところであります。

す。

そして、これを推し進める大きな柱として、M i n e秋吉台ジオパークとして世界ジオパークの認定に向け、さまざまな事業を展開しており、9月には、その通過点として、山口県では初めての日本ジオパークの認定を受けることができました。

9月の4日、認定の連絡があった会場には多くの市民の皆様にお集まりいただきましたとともに、そのときには、皆様の歓喜の声が上がったことを今でも思い出されます。

私たちは、石灰石に代表される本市の地質資源を、関係者が一体になり、保全、教育、地域振興に結びつけることは、この美祢市に生まれ育つことの自信と誇りにつながるものと考えております。

このように、自然と調和し、潤いと活力があり、住みなれたこのまちで、皆様が安全で安心にお暮しいただけるよう、議会と執行部の両輪で諸施策をスピード感をもって実行をまいります。

つきましては、今後とも議会活動に対しまして、より一層の御支援・御協力を賜りますようお願いをいたします。

終わりに臨み、寒さに向かいます折から、皆様にはどうぞ御自愛くださいまして、お健やかに輝かしい新年をお迎えになりますようにお祈り申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶といたします。この1年間、まことにありがとうございました。お世話になりました。

〔議長 秋山哲朗君 議長席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） これにて、平成27年第4回美祢市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでございました。

なお、議員の皆様は12時40分から議員全員協議会を開催いたしますのでお集まりをお願いいたします。

午後0時31分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年12月18日

美祢市議会議長

秋小哲司

会議録署名議員

朝原真一

”

坪井康男